

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部 森林整備課

法令名	地すべり等防止法	法令の番号	C33年第30号						
許認可等の種類	主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事	根拠条項	11-1						
審査基準	<p>(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)</p> <p>第11条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>◇地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日 建設省発河90、33林野6086 建設次官・農林事務次官より知事あて）の記第7による。</p>								
	受付機関	関係農林事務所	処理機関	森林整備課	交付機関	森林整備課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	